



木造軸組外壁耐火壁「タイガーモエンEX-B2」の開発について

発表日：平成 26 年 10 月 31 日

吉野石膏株式会社

ニチハ株式会社

木造耐火建築物は、工期が短く、減価償却期間が短いことや、CO₂の削減に結び付くことから、大変注目されています。平成 22 年に「公共建築物における木材の利用の促進法」が施行されたこともあり、木造耐火建築物は増え続けております。

吉野石膏株式会社とニチハ株式会社は、木造耐火建築物に対応すべく、「防水性と防カビ性を備えた強化せっこうボード」と「窯業系サイディング」を組み合わせた枠組壁工法の外壁耐火構造「タイガーモエン EX-B1」を平成 24 年に開発し、多くの物件でご採用頂いております。

このたび、軸組工法にて上記と同様の壁構成で、優れた施工性と高い意匠性が特長となる外壁耐火構造を開発しました。

平成 26 年 8 月に（一財）建材試験センターでの耐火認定試験に合格し、順調に手続きが進めば、平成 27 年 1 月頃に耐火認定を取得する予定です。

1. 開発した外壁の商品名

タイガーモエンEX-B2

2. 壁構成

壁の構成は、添付図 1～3 に示す通りです。

防水性と防カビ性を備えた強化せっこうボード「タイガーボード・タイプZ-WR」を耐火被覆材とし、建築中の雨水に対応できる特長があります。また、外装材は意匠のバリエーションが豊富な窯業系サイディング「モエンエクセラード」としております。

3. 主な用途

- ・特別養護老人ホーム（老人福祉法 第 17 条）
- ・介護老人保健施設（介護保険法 第 97 条）
- ・幼稚園（学校教育法 第 3 条）
- ・3 階建以上の学校、保育所、ケアハウス等の特殊建築物（建築基準法 第 27 条）
- ・延べ面積が 3000 m²超の建築物（建築基準法 第 21 条）
- ・防火地域の延べ面積が 100 m²超の建築物及び 3 階建の建築物（建築基準法 第 61 条）
- ・準防火地域の延べ面積が 1500 m²超の建築物（建築基準法 第 62 条）

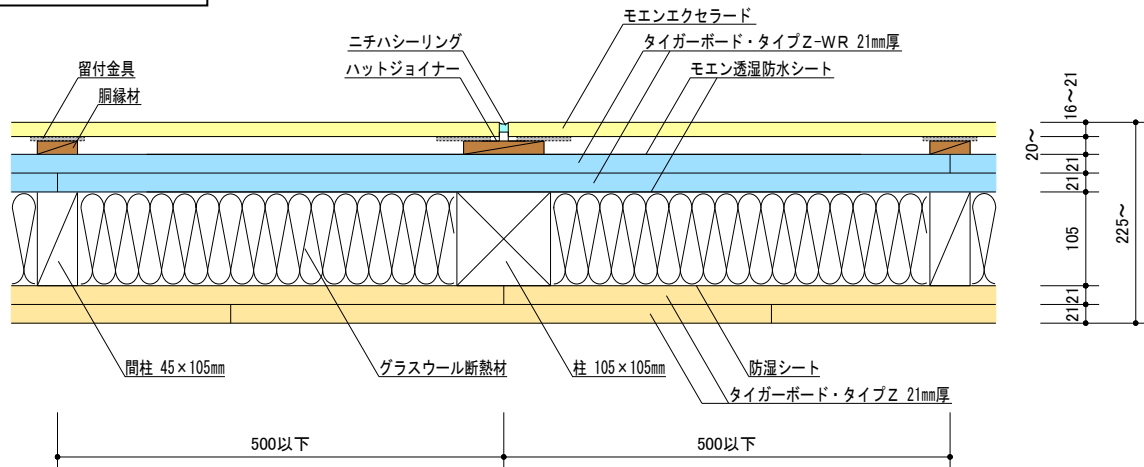
以上

「タイガーボード」、「タイガー」は、吉野石膏株式会社の登録商標です。

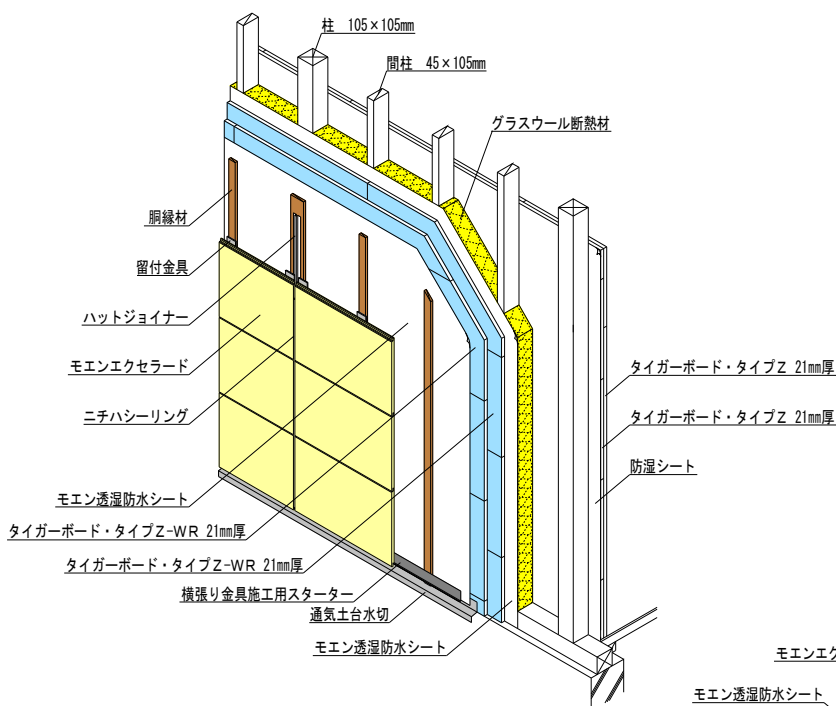
「モエンエクセラード」、「モエン」は、ニチハ株式会社の登録商標です。

お問い合わせ先：〒105-0003 東京都港区西新橋 2-13-10 吉野石膏株式会社 商品開発部
TEL：03-5156-0058 FAX：03-5156-0127

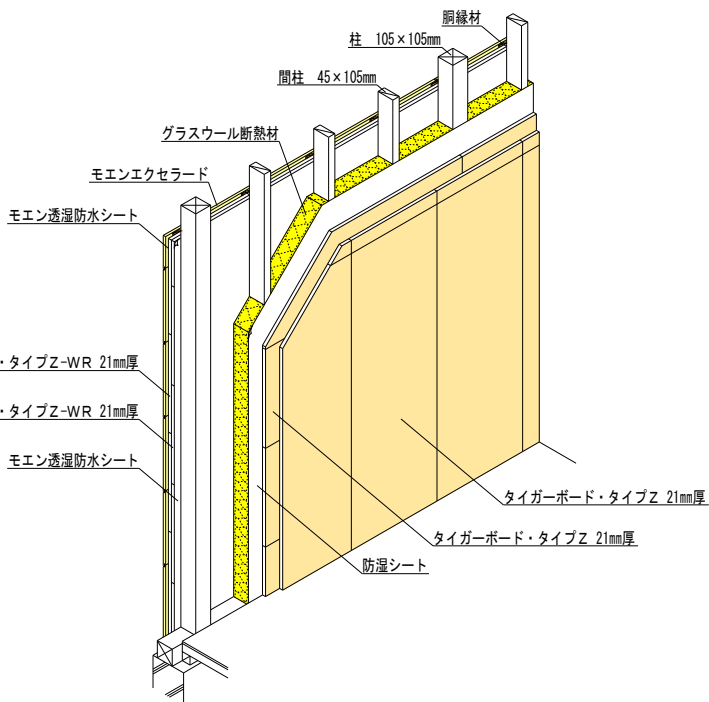
プレスリリース添付図



【図1 タイガーモエンEX-B2 水平断面図】



【図2 屋外側からの透視図】



【図3 屋内側からの透視図】

「タイガーボード」、「タイガー」は、吉野石膏株式会社の登録商標です。
 「モエンエクセラード」、「モエン」は、ニチハ株式会社の登録商標です。
 ※図1~3は、試験体の概要図になります。